

災害に強い官公庁施設づくりガイドラインの策定について

はしもと かず ひろ
橋本 一 洋*

1. ガイドライン策定の趣旨、背景

近年は、昨年だけでも山形県沖地震、8月の前線に伴う豪雨、房総半島台風、東日本台風など毎年のように自然災害が発生し、官公庁施設が被災した事例も見受けられる。

今後も気候変動の影響により、水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に係る行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど、国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要である。

国土交通省官庁営繕部では、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等が官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化したガイドラインを策定した。

2. ガイドラインの構成

1) はじめに

ガイドラインの概要やこれまでの取組の経緯等を掲載している。

2) 施設の位置の選定

災害の発生頻度や災害による被害の程度は、施設の立地により大きく異なる。

ここでは、新築・建替等を計画する際の位置の選定に当たっての留意事項や関連基準、事例を掲載している。

3) 施設整備上の対策

施設の整備に当たっては、施設の有する機能や立地する地域的条件を考慮し、災害に対する安全性の目標を適切に定める必要がある。

ここでは、地震、浸水及び津波に対して、官庁施

設が確保すべき安全性の目標設定の考え方と防災対策、事例について掲載している。

4) 施設運用管理上の対策

施設整備において講じた防災対策が有効に機能するためには、災害発生時のオペレーションを適切に行うことが重要となる。

ここでは、施設運用管理上の対策に関する取組について掲載している。

5) 災害発生時の営繕部局の役割

災害発生時に、施設が必要な機能を発揮するとともに二次災害を防止するために、施設を整備した立場から、営繕部局が施設管理部局に対して技術支援等を行うことが重要である。

ここでは、災害発生時に営繕部局が行う技術支援等の取組を掲載している。

6) 附録

主な整備事例や参考資料として公共建築相談窓口や資料のURL一覧を掲載している。

3. ガイドラインの主な内容

1) 施設の位置の選定

ここでは、下記のような留意事項のほか、関連基準、事例を掲載している。

(1) 災害時における人命の安全確保その他の必要な機能確保

新築・建替等の計画に当たっては、地震、津波、暴風雨等による土砂崩れ、浸水等の災害が生じる可能性がある限り低い立地を選定することが必要であるが、施設を使用する官署の業務の特性等により、やむを得ず災害のおそれのある地域に立地せざるを得ない場合は、人命の安全確保に加え、災害応急対策活動その他の必要な機能の確保に支

障が生じることのないよう、被害を抑えるための対策（施設整備上の対策及び施設運用管理上の対策）を併せて検討し、必要な機能を確保することが必要である。

(2) 災害応急対策活動に必要なライフライン等の確保

災害応急対策を行うために必要な電気、水、ガス、通信等のライフラインについては、供給施設及び処理施設の位置、官庁施設までのルート状況等について確認することが必要である。同時に、ライフラインが途絶した場合でも、官庁施設の建築設備の機能を維持できるよう、所要の措置を講ずることも必要となる。

(3) 地方公共団体の施設等との連携

災害応急対策を行うために必要な官庁施設の位置については、地域防災計画に基づくほか、地方公共団体の施設との連携の必要性について考慮することが必要である。

2) 施設整備上の対策

(1) 耐震対策

耐震安全性の目標は、官庁施設の有する機能や被害を受けた場合の社会的影響等を考慮した施設の重要度に応じて、構造体、建築非構造部材及び建築設備について総合的に定め、総合的な耐震安全性を確保する必要がある。

ここでは、構造体、建築非構造部材、建築設備の耐震対策について関係基準の概要を事例も交えて掲載している。

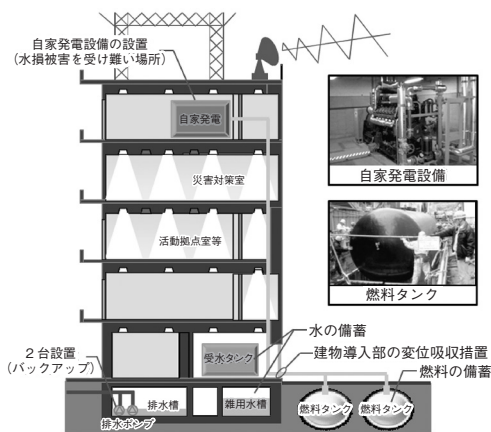


図-1 建築設備の防災対策イメージ

(2) 浸水対策・津波対策

官庁施設の位置の選定により浸水や津波被害が避けられない場合のために、官庁施設内の人員の安全及び施設を使用する機関の業務に関する目標を技術基準に定めている。

その目標を達成するためには、災害時にも機能継続が必要な室、設備機器等が浸水しないよう、想定される水位より高い位置にある階に配置されていることが必要である。やむを得ずこれより低い位置にある階に配置されている場合にも、当該室等への浸水を防止する措置等が講じられていることが必要である。

一般の室は、浸水した場合も早期に業務再開できるように、建物外周部の浸水防止措置や必要な室等の上階への配置等の措置が可能な範囲で講じられていることが必要である。

また、これらの対策は経済合理性と平常時の利便性に総合的に優れたものとなるよう、施設運用管理上の対策と施設整備上の対策のいずれか又は組み合わせにより、適切に講ずることが必要となる。

ここでは、これら関係基準の概要を対策の事例も交えて掲載している。

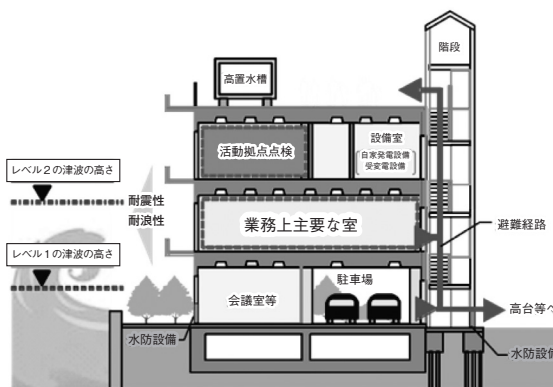


図-2 官庁施設における津波対策（イメージ図）

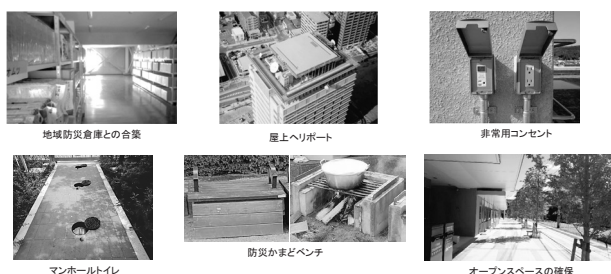
(3) 災害発生時の運用を考慮した施設整備

ここでは一例として、災害時に対策本部等となる室の近傍に本部要員の控室等にも利用可能な会議室を配置し、災害応急対策活動をより効率的に実施できるよう配慮した事例を掲載している。

(4) 地域防災との連携

大規模災害の発生に備えるには、地方公共団体

をはじめとする様々な関係者と連携の下、施設整備や施設運用管理に取り組む必要がある。ここでは、写真－1に示すような事例を掲載している。



写真－1 地域防災との連携

3) 施設運用管理上の対策

耐震対策や浸水対策、津波対策等の施設整備上の対策（ハード対策）の実施には、多くの時間を要する可能性もある。

また、官公庁施設は、本来、浸水などの災害が生じる可能性が低い場所に立地すべきであるが、例えば、河川流域や沿岸地域を中心に市街地が広がっている場合や、沿岸地域に所在する必要性が高い機関が使用する施設などで浸水のおそれのある地域に立地するなど、やむを得ず災害のおそれのある地域に立地せざるを得ない場合もある。

こうしたことから、大規模災害時に官公庁施設として必要な機能が発揮されるためには、施設整備上のハード面での対策と、施設を使用する機関が策定する「業務継続計画」に定められる施設の管理や業務の運営におけるソフト面の対応との連携を図ることが必要である。

さらに、施設管理者は、施設に要求される機能を的確に把握し、業務継続計画の策定及び見直しに主体的に参画すること並びに発災時に必要とされる施設機能を確保するための計画を作成することが必要となる。このほか、近隣の他施設への移転（代替拠点の確保）、機能確保のための地域防災との連携等により、効率的・効果的に対策を講ずることが可能となる場合もある。ここでは、一例として表－1に示すような取組を掲載している。

4) 災害発生時の営繕部局の役割

ここでは一例として以下のような取組を掲載している。

表－1 施設運用管理上の対策に関する取組

取組(1)	建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（防災編）
取組(2)	業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
取組(3)	帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項
取組(4)	建設業団体との災害復旧支援協定の締結
取組(5)	代替拠点の確保
取組(6)	津波避難ビルの指定
取組(7)	大規模災害発生時の現地活動拠点の確保

(1) 官庁施設の被災情報伝達要領

官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設となるため、災害時には施設管理者と営繕部局が連携して、施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応することが必要である。

そのためには、職員や通信手段が限られる状況においても施設に関する被災情報等を適切に共有することが重要であり、「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を作成し、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議の申合せとしている。

(2) 各省各庁の業務継続支援

営繕部局は施設管理者に対して、被災した官庁施設の継続使用の可否や応急措置の要否等の判断に係る技術的支援や留意事項の周知などを実施することが必要な場合がある。

ここでは被災した施設の設備機器に関する注意事項と東日本大震災時の国土交通省官庁営繕部から各省各庁営繕担当部局等への留意事項の周知事例を掲載している。

4. おわりに

本ガイドラインが国、地方公共団体ばかりでなく、営繕に係る設計業務や工事、維持管理業務等を受注する企業の皆様にも活用され、官公庁施設の防災機能確保の検討の一助となることを期待している。

また、今後は来年度上半期を目処に、中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定するよう調整を進めることとしている。